

目次		ページ
告 示		
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出.....	(農業施設管理課)	1
○土地改良区の定款の変更の認可.....	(農業施設管理課)	2
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の変更の認可	(農業施設管理課)	2
○道営土地改良事業変更計画の決定.....	(農業施設管理課)	2
○道営土地改良事業の工事の完了.....	(農業施設管理課)	2
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....	(治山課)	2
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更.....	(治山課)	3
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....	(治山課)	3
○道路の区域の変更及び供用の開始.....	(維持管理防災課)	3
○急傾斜地崩壊危険区域の指定.....	(維持管理防災課)	4
○土砂災害警戒区域の指定.....	(維持管理防災課)	4
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定.....	(維持管理防災課)	5
○景観計画の変更.....	(都市計画課)	11
○平成27年度及び平成28年度において競争入札に参加する者に必要な資格等.....	(建設管理課)	11
総合振興局告示及び振興局告示		
○特定調達契約に係る入札の公告.....		15
道企業局告示		
○平成27年度及び平成28年度において競争入札に参加する者に必要な資格等.....		16
○平成28年度、平成29年度及び平成30年度において競争入札に参加する者に必要な資格等.....		17
道教育庁教育局告示		
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....		18
告 示		
北海道告示第1号		
土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、渡島平野土地改良区か		

発行 北海道
編集 総務部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

ら、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成28年1月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
就 任	平成27.12. 8	理 事	河 村 康 英	亀田郡七飯町字中島197番地 1
同	同	同	吉 田 勝 幸	北斗市市渡466番地
同	同	同	佐々木 秀 樹	同 稲里24番地の 1
同	同	同	高 田 雅 清	同 白川209番地の 2
同	同	同	佐 藤 一 彦	同 清水川87番地の 4
同	同	同	加 藤 雄 一	同 南大野205番地の 5
同	同	同	伍 樓 進	同 萩野68番地
同	同	同	小山内 孝 司	同 開発364番地
同	同	同	清 水 千万幸	同 一本木352番地の 2
同	同	同	齊 藤 信 夫	同 追分 5 丁目 8 番33号
同	同	同	小 坂 敏 美	亀田郡七飯町本町 2 丁目31番 2 号
同	同	同	杉 村 久 悦	同 七飯町大川10丁目334番地
同	同	同	加 茂 悦 夫	同 七飯町字上藤城235番地 4
同	同	同	築 城 正 行	同 七飯町字仁山425番地 1
同	同	同	土 井 清 美	函館市桔梗 3 丁目36番 2 号
同	同	監 事	相 木 政 弘	北斗市白川 3 番地の 2
同	同	同	中 田 優 司	亀田郡七飯町字鶴野60番地
同	同	同	福 田 一二三	函館市西桔梗町752番地
退 任	同 27.12. 7	理 事	河 村 康 英	亀田郡七飯町字中島197番地 1
同	同	同	吉 田 勝 幸	北斗市市渡466番地
同	同	同	佐々木 秀 樹	同 稲里24番地の 1
同	同	同	佐々木 久 雅	同 白川13番地の 3
同	同	同	小山田 哲 夫	同 本町834番地の 5
同	同	同	加 藤 雄 一	同 南大野205番地の 5
同	同	同	伍 樓 進	同 萩野68番地
同	同	同	小山内 孝 司	同 開発364番地
同	同	同	丹 内 榮	同 一本木34番地
同	同	同	齊 藤 信 夫	同 追分 5 丁目 8 番33号
同	同	同	小 坂 敏 美	亀田郡七飯町本町 2 丁目31番 2 号
同	同	同	杉 村 久 悦	同 七飯町大川10丁目334番地
同	同	同	加 茂 悦 夫	同 七飯町字上藤城235番地 4

同	同	同	築城正行	同	七飯町字仁山425番地1
同	同	同	土井清美		函館市桔梗3丁目36番2号
同	同	監事	溝井矢一		北斗市追分5丁目1番36号
同	同	同	中田優司		亀田郡七飯町字鶴野60番地
同	同	同	福田一二三		函館市西桔梗町752番地

北海道告示第2号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成27年12月9日、鵜川土地改良区の定款の変更を認可した。

平成28年1月5日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第3号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、次の土地改良施設に係る管理規程の変更を認可した。

平成28年1月5日

北海道知事 高橋 はるみ

土地改良区名	土地改良施設名	管 理 規 程 の 概 要
中新土地改良区	赤間の沢貯水池	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。
同	赤間の沢第2頭首工	同
同	篠津右川第1頭首工	同
同	篠津右川第2頭首工	同
同	篠津川第3頭首工	同
同	篠津川第4頭首工	同

北海道告示第4号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成28年1月6日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成28年1月5日

北海道知事 高橋 はるみ

地 区 名	事 業 の 種 類	縦 覧 場 所
幌加内中部	農業用排水施設、農業用道路、暗渠排水、区画整理	北海道上川総合振興局
南平和第2	農業用排水施設、客土、暗渠排水、区画整理、除礫	北海道十勝総合振興局

北海道告示第5号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成28年1月5日

北海道知事 高橋 はるみ

地 区 名	事 業 の 種 類	完了年月日
山部御料	経営体育成基盤整備〔面的集積型〕（農業用排水施設）	平成25.12.10
同	同（客土、暗渠排水）	同 26.11.28
同	同（除礫）	同 22.11. 5

北海道告示第6号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成28年1月5日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 指定施業要件変更予定保安林 千歳市（次の図に示す部分に限る。）

の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林 千歳市・沙流郡日高町（以上1市1町について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係振興局の産業振興部林務課並びに千歳市役所及び日高町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第7号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成28年1月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 小樽市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道後志総合振興局産業振興部林務課及び小樽市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第8号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成28年1月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 虻田郡ニセコ町・倶知安町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
 - (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- （ア）主伐に係る伐採種は、定めない。
- （イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 虻田郡ニセコ町・沙流郡日高町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- （ア）次の森林については、主伐は、択伐による。
- ニセコ町・日高町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）
- （イ）その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- （ウ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- （エ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- 3 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 網走市・虻田郡ニセコ町・沙流郡日高町（以上1市2町について次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- （ア）主伐は、択伐による。
- （イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- （ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに網走市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成28年1月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道

2 路線名 上磯厚沢部線

3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
北斗市茂辺地市ノ渡301番18地先から 同市茂辺地市ノ渡301番16地先まで	前	14.75mから 23.68mまで	219.55m	—
	後	14.75mから 29.71mまで	219.55m	—

北海道告示第10号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部に備え置いて縦覧に供する。

平成28年1月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

網走錦町4地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱14号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱14号とを結んだ線によって囲まれた区域

市 字 地番	標柱番号
網走市 錦町 201番1	1
同 同 201番2	2
同 同 202番1	3
同 同 同	4
同 同 202番4	5
同 同 同	6
同 同 同	7
同 同 同	8
同 同 119番7	9
同 同 119番1	10
同 同 120番20	11
同 同 121番5	12
同 同 121番22	13
同 同 201番1	14

北海道告示第11号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成28年1月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
神社沢川（Ⅱ－36）
(2) 土砂災害警戒区域の表示
札幌市南区白川、硬石山（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
硬石山3の沢川（Ⅲ－25）
(2) 土砂災害警戒区域の表示
札幌市南区白川（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
白川1号沢川（Ⅱ－35）
(2) 土砂災害警戒区域の表示
札幌市南区白川（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
白川2号沢川（Ⅱ－34）
(2) 土砂災害警戒区域の表示
札幌市南区白川（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
白川（Ⅱ－33）
(2) 土砂災害警戒区域の表示
札幌市南区白川（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

オカバルシ右2号沢川（Ⅰ－09） (2) 土砂災害警戒区域の表示 札幌市南区藤野（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 7(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 オカバルシ左1号沢川（Ⅲ－06） (2) 土砂災害警戒区域の表示 札幌市南区藤野（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 8(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 藤野沢川（Ⅰ－10） (2) 土砂災害警戒区域の表示 札幌市南区藤野（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 9(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 藤野川（Ⅰ－11） (2) 土砂災害警戒区域の表示 札幌市南区藤野（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 10(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 野々沢川（Ⅰ－12） (2) 土砂災害警戒区域の表示 札幌市南区藤野、藤野6条9丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 11(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 札幌藤野1条10丁目1（Ⅲ－0－20－20） (2) 土砂災害警戒区域の表示 札幌市南区藤野1条9丁目、10丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊	12(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 札幌藤野6条9丁目（Ⅱ－0－78－78） (2) 土砂災害警戒区域の表示 札幌市南区藤野、藤野6条9丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 （「次の図」は省略し、その図面を北海道空知総合振興局札幌建設管理部に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第12号 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。 平成28年1月5日 北海道知事 高 橋 はるみ 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 果樹の沢川（Ⅱ－37） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区白川、硬石山（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 浄水場裏の沢川（Ⅱ－32） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区白川（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 西白川（Ⅰ－52） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区白川（次の図のとおり）
---	--

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 オカバルシ右1号沢川（Ⅰ－08） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区藤野（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 オカバルシ左の川（Ⅱ－08） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区藤野（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 東野々沢川（Ⅰ－13） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区藤野、簾舞6条1丁目、簾舞6条2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌硬石山3（Ⅲ－0－17－17） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区白川、硬石山（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	次の図のとおり 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌硬石山4（Ⅲ－0－18－18） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区白川、硬石山（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌硬石山5（Ⅱ－0－76－76） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区白川、硬石山（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌白川1（Ⅲ－0－22－22） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区白川、硬石山（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌白川2（Ⅲ－0－23－23） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区白川、硬石山（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌白川3（Ⅱ－0－79－79）
---	--

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区白川（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌白川4（Ⅲ－0－24－24） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区白川（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌白川5（Ⅱ－0－80－80） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区白川（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌白川6（Ⅱ－0－81－81） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区白川（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌白川7（Ⅱ－0－82－82） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区白川（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌白川8（Ⅲ－0－25－25） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区白川（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 18(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌白川9（Ⅲ－0－26－26） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区白川（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 19(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌白川10（Ⅲ－0－27－27） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区白川（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 20(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌白川11（Ⅱ－0－83－83） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区白川（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり
--	---

- 21(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
札幌藤野 1 条10丁目 2 (Ⅰ-0-149-149)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
札幌市南区藤野、藤野 1 条10丁目 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 22(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
札幌藤野 2 条10丁目 2 (Ⅰ-0-150-150)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
札幌市南区藤野、藤野 1 条10丁目、藤野 2 条10丁目 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 23(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
札幌藤野 2 条10丁目 1 (Ⅲ-0-21-21)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
札幌市南区藤野、藤野 2 条11丁目 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 24(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
札幌藤野 2 条11丁目 (Ⅰ-0-151-151)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
札幌市南区藤野、藤野 2 条11丁目、藤野 2 条12丁目 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 25(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
札幌藤野 1 条2丁目 1 (Ⅰ-0-154-154)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 札幌市南区藤野、藤野 1 条1丁目、藤野 1 条2丁目、藤野 2 条1丁目、藤野 2 条2丁目、藤野、藤野 2 条13丁目 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 26(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
札幌藤野 2 条1丁目 (Ⅰ-0-140-140)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
札幌市南区藤野 2 条1丁目、藤野 2 条2丁目、石山 1 条9丁目 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 27(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
札幌藤野 2 条2丁目 (Ⅲ-0-H17-003)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
札幌市南区藤野 2 条2丁目 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 28(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
札幌藤野 3 条3丁目 1 (Ⅰ-0-141-141)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
札幌市南区藤野 3 条2丁目、3 丁目 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 29(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
札幌藤野 3 条3丁目 2 (Ⅰ-0-568-2986)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
札幌市南区藤野 3 条2丁目、3 丁目 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 30(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌藤野4条3丁目1（Ⅲ－0－H17－004） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区藤野4条2丁目、3丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 31(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌藤野4条3丁目（Ⅰ－0－142－142） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区藤野4条3丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 32(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌藤野5条3丁目（Ⅰ－0－143－143） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区藤野5条3丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 33(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌藤野3（Ⅰ－0－569－2987） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区藤野（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり	34(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌藤野2（Ⅲ－0－19－19） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区藤野、藤野4条1丁目、藤野5条1丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 35(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌藤野5条2丁目（Ⅰ－0－H17－006） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区藤野5条2丁目、3丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 36(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌藤野2条5丁目（Ⅰ－0－144－144） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区藤野1条5丁目、藤野2条4丁目から6丁目まで（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 37(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌藤野2条6丁目2（Ⅰ－0－H25－001） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区藤野2条6丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 38(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌藤野2条6丁目（Ⅰ－0－145－145） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
--	---

札幌市南区藤野2条6丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 39(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌藤野2条7丁目（I－0－146－146） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区藤野2条7丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 40(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌藤野3条4丁目（I－0－H25－002） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区藤野3条3丁目、4丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 41(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌藤野3条5丁目（I－0－147－147） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区藤野3条4丁目、藤野3条5丁目、藤野4条5丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 42(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌藤野4条6丁目（I－0－148－148） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区藤野3条6丁目、藤野3条7丁目、藤野4条6丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊	(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 43(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌藤野5条8丁目（I－0－570－2988） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区藤野5条8丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 44(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽蘭島1丁目4（I－1－9－546） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市蘭島1丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 45(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽忍路1丁目10（II－1－3－556） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市忍路1丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 46(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽塩谷3丁目2（II－1－8－561） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市塩谷3丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供す
---	--

る。)

北海道告示第13号

景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定により策定した北海道景観計画の一部を次のとおり変更した。

「別図」は省略し、その図書は、北海道建設部まちづくり局都市計画課並びに各総合振興局及び振興局の建設管理部建設行政室建設指導課及び産業振興部建設指導課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成28年1月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 変更箇所 別図 北海道景観計画区域図
- 2 変 更 日 平成28年1月1日

北海道告示第14号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、既に平成27年北海道告示第5号に基づき道に申請して平成27年度及び平成28年度における競争入札に参加する者に必要な資格を有する者は、この告示により新たに申請することを要しない。

平成28年1月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

第1 資格の種類及び調達をする特定役務の種類

平成27年度及び平成28年度において道が締結しようとする契約のうち1の表の左欄に掲げる種類の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（第4の2を除き、以下「資格」という。）は、当該中欄に定めるものとし、当該種類の契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第2条第3号に規定する特定役務の種類は、当該右欄に定めるものとする。ただし、一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、農業土木工事、水産土木工事及び森林土木工事の資格にあっては、当該資格を、2の表の定めるところにより、工事の予定価格に応じ、AからCまで又はA及びBの等級に区分する。

なお、一般土木工事にあっては、A等級をA1又はA2に区分する。

1

契 約 の 種 類	資 格 の 種 類	調達をする特定役務の種類

一般土木工事の請負契約	一般土木工事	一般土木工事
舗装工事の請負契約	舗装工事	舗装工事
鋼橋上部工事の請負契約	鋼橋上部工事	鋼橋上部工事
建築工事の請負契約	建築工事	建築工事
電気工事の請負契約	電気工事	電気工事
管工事の請負契約	管工事	管工事
塗装工事の請負契約	塗装工事	塗装工事
道路標識設置工事の請負契約	道路標識設置工事	道路標識設置工事
機械器具設置工事の請負契約	機械器具設置工事	機械器具設置工事
造園工事の請負契約	造園工事	造園工事
土木施設物の設計の委託契約	土木施設物の設計	土木施設物の設計
建築物の設計の委託契約	建築物の設計	建築物の設計
地質調査の委託契約	地質調査	地質調査
技術資料作成の委託契約	技術資料作成	技術資料作成
測量の委託契約	測量	測量
道路清掃の委託契約	道路清掃	道路清掃
農業土木工事の請負契約	農業土木工事	農業土木工事
水産土木工事の請負契約	水産土木工事	水産土木工事
森林土木工事の請負契約	森林土木工事	森林土木工事
造林の請負契約	造林	

2 （工事予定価格に応ずる等級区分）

種類 等級	区分	一般土木工事	舗装工事	鋼橋上部工事	建築工事	電気工事	管工事	農業土木工事	水産土木工事	森林土木工事
A	A1	10,000万円 以上	6,000万円 以上	5,000万円 以上	10,000万円 以上	2,000万円 以上	2,500万円 以上	7,000万円 以上	6,000万円 以上	5,500万円 以上
	A2	25,000万円 未満 7,000万円 以上								
B		7,000万円 未満 3,500万円 以上	6,000万円 未満	5,000万円 未満	10,000万円 未満 4,000万円 以上	2,000万円 未満 700万円 以上	2,500万円 未満 800万円 以上	7,000万円 未満 3,500万円 以上	6,000万円 未満 3,500万円 以上	5,500万円 未満 2,500万円 以上
C		3,500万円 未満			4,000万円 未満	700万円 未満	800万円 未満	3,500万円 未満	3,500万円 未満	2,500万円 未満

(注) A 1 に区分する者は、技術的難易度の高い工事の施工が可能であり、2 以上の総合振興局又は振興局の所管区域において契約履行が可能なものとし、A 2 に区分する者は、A 1 に区分する者以外のものとする。

第2 資格要件

1 共通の資格要件

各資格の共通の要件は、(1)から(3)までのいずれにも該当することとする。

- (1) 政令第167条の4 第1 項各号（政令第167条の11第1 項において準用する場合を含む。）に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 政令第167条の4 第2 項（政令第167条の11第1 項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

ウ 消費税及び地方消費税

2 資格の種類ごとの要件

資格の種類ごとの要件は、次のとおりとする。

- (1) 一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、塗装工事、道路標識設置工事、機械器具設置工事、造園工事、農業土木工事、水産土木工事及び森林土木工事

ア (ア)から(エ)までのいずれにも該当すること。

(ア) 申請しようとする月の初日現在において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1 項の許可（次の表の左欄に掲げる資格の区分に応じ、当該右欄に定める建設業に係るものに限る。）を受けており、かつ、当該許可を受けて2 年以上当該建設業を営んでいること。

資 格 の 種 類	建 設 業 の 種 類
一 般 土 木 工 事	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、しゅんせつ工事業又は水道施設工事業
農 業 土 木 工 事	
水 産 土 木 工 事	
森 林 土 木 工 事	
舗 装 工 事	ほ装工事業
鋼 橋 上 部 工 事	鋼構造物工事業
建 築 工 事	建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、防水工事業、内装仕上工事業、建具工事業、清掃施設工事業、

	屋根工事業、板金工事業、ガラス工事業又は鉄筋工事業
電 気 工 事	電気工事業、消防施設工事業又は電気通信工事業
管 工 事	管工事業、水道施設工事業、消防施設工事業、清掃施設工事業、さく井工事業又は熱絶縁工事業
塗 装 工 事	塗装工事業
道路標識設置工事	とび・土工工事業
機械器具設置工事	機械器具設置工事業又は鋼構造物工事業
造 園 工 事	造園工事業

- (イ) 資格審査の申請をする日の1 年7 か月前の日の直後の事業年度の終了の日（以下「基準日」という。）以後に(ア)に規定する建設業に係る建設業法第27条の29第1 項に規定する総合評定値の通知を受けていること。

- (ウ) 基準日以後に通知を受けた建設業法第27条の27に規定する経営規模等評価結果において、(ア)に規定する建設業に係る完成工事高を有していること。

- (エ) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7 条の規定による届出の義務を履行していること（当該届出の義務がない場合を除く。）。

- イ 第1 のただし書に規定する等級は、次に掲げる事項について行った審査の結果により算出した総合数値を勘案して格付する。

- (ア) 客観的審査事項

平成20年国土交通省告示第85号に定める項目

- (イ) 技術・社会的審査事項

工事施行成績、表彰（農政部、水産林務部及び建設部の工事等優秀者選考委員会並びに道の新分野進出優良建設企業表彰審査委員会が選考する表彰に限る。）、通年雇用対策、社会貢献、新分野進出、環境対策への努力、安全・安心への貢献、仕事と家庭の両立支援、障がい者の就労支援及び担い手の確保

- (2) 土木施設物の設計、地質調査、技術資料作成、道路清掃及び造林

アからウまでのいずれにも該当すること。

- ア 申請しようとする月の初日現在において引き続き1 年以上その事業を営んでいること。

- イ 申請しようとする月の前月末日から遡って1 年間にその事業に係る売上高を有していること。

- ウ 個人にあっては、従業員の数が3 人以上であること。

- (3) 建築物の設計

アからエまでのいずれにも該当すること。

- ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1 項の規定による一級建築士事務所

又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。

イ 申請しようとする月の初日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

ウ 申請しようとする月の前月末日から遡って1年間にその事業に係る売上高を有していること。

エ 個人にあつては、従業員の数が3人以上であること。

(4) 測量

アからエまでのいずれにも該当すること。

ア 測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定による測量業者の登録を受けていること。

イ 申請しようとする月の初日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

ウ 申請しようとする月の前月末日から遡って1年間にその事業に係る売上高を有していること。

エ 個人にあつては、従業員の数が3人以上であること。

3 資格の種類ごとの要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（以下「中小企業組合等」という。）が次のいずれかに該当するときは、2に規定する資格の種類ごとの要件のうち営業年数に係る資格要件は、適用しない。

また、中小企業組合等が(1)に該当する場合は、2の(2)から(4)までに規定する資格の種類ごとの要件のうち、事業に係る売上高にあつては、当該組合と組合員（組合が指定する組合員）の合計値とすることができる。

(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

(2) 企業組合及び協業組合にあつては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

第3 資格審査の申請の時期及び方法

1 申請の時期

資格審査の申請は、次の(1)から(5)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(1)から(5)までに定める時期にしなければならない。ただし、特例政令第4条に規定する特定調達契約に係る資格審査については、(1)に定める時期以外の時期であっても、申請を受け付ける。

なお、申請の時期は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除くものとし、受

付時間は午前9時から午後5時までの間とする。

(1) (2)から(5)までに掲げる者以外の者

平成28年12月28日（水）まで随時

注 資格を有することとされた者は、資格を有すると認めた旨の通知があった日以後の入札に参加する資格を得ることができる。

(2) 共同企業体

当該共同企業体が結成されたとき。

(3) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を受けた中小企業組合等

当該証明を受けたとき。

(4) 設立の際の構成員の過半数が資格を有する者である企業組合又は協業組合

当該企業組合又は協業組合が設立されたとき。

(5) 知事が特に必要と認めた者

知事の指定する日

2 申請書類の入手方法

申請書類は、3の表に定める申請書類の提出先において交付する。

また、北海道のホームページ（アドレス <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/sankasikaku.htm>）からダウンロードすることができる。

3 申請の方法

資格審査の申請は、次の表に定める申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

資格の種類	申請書類の提出先	
	主たる営業所が 道外にある者	主たる営業所が 道内にある者
一般土木工事	建設部建設政策局 建設管理課	主たる営業所の所在地を所管する総合振興局又は振興局の地域政策部総務課
舗装工事		
鋼橋上部工事		
建築工事		
電気工事		
管工事		
塗装工事		
道路標識設置工事		
機械器具設置工事		
造園工事		
土木施設物の設計		
建築物の設計		

地 質 調 査		
技 術 資 料 作 成		
測 量		
道 路 清 掃		
農 業 土 木 工 事	農政部農村振興局 事 業 調 整 課	
水 産 土 木 工 事		
森 林 土 木 工 事	水産林務部総務課	
造 林		

(注) 次の(1)又は(2)に該当するものは、それぞれ(1)又は(2)に定める提出先に申請書類を提出しなければならない。

- (1) 主たる営業所が道内にある者のうち国土交通大臣の行う建設業法第3条第1項の許可を受けたもの（許可申請中の者を含む。） 「主たる営業所が道外にある者」欄に定める申請書類の提出先
- (2) 申請書類の提出先が建設部建設政策局建設管理課、農政部農村振興局事業調整課又は水産林務部総務課である資格審査の申請を、複数の提出先に同時にしようとする者建設部建設政策局建設管理課

第4 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 資格の有効期間

- (1) 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から平成29年3月31日までとする。
- (2) 共同企業体の場合にあっては平成28年4月1日（平成28年4月1日以降に資格を有すると認めた旨の通知があった場合は当該通知があった日）から平成29年3月31日までとする。

2 有効期間の更新手続

- (1) 1の(1)の有効期間を更新しようとする者は、平成28年度に平成29年度以降の資格に関する公示を行う予定であるので、当該公示に基づき更新手続を行うこと。
- (2) 1の(2)の有効期間を更新しようとする者は、平成28年度に平成29年度の資格に関する公示を行う予定であるので、当該公示に基づき更新手続を行うこと。

第5 特定調達契約に係る資格

この告示に基づき申請して得た資格（造林を除く。）については、それぞれの資格の種類に応じた契約で、特例政令の規定が適用されるものについても適用する。

第6 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、当該資格を失う。

- 1 第2に規定する資格要件（第2の1の(3)に規定する資格要件及び第2の2に規定する

資格の種類ごとの要件のうち従業員の数に係る資格要件を除く。）に該当しないこととなったとき。

- 2 当該資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

第7 資格審査の再申請

1 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

- (1) 資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併、譲渡又は会社分割により承継した者
- (2) (1)に該当する構成員を有する資格者である共同企業体
- (3) 一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、塗装工事、道路標識設置工事、機械器具設置工事、造園工事、農業土木工事、水産土木工事又は森林土木工事の資格を有する者であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けたもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けたもの
- (4) 中小企業組合等（企業組合及び協業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
- (5) 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

2 再申請の方法

再申請しようとする者は、第3の2の表の「主たる営業所が道外にある者」欄に定める申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

第8 資格の喪失事由の届出

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、その旨を書面により届け出なければならない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

第9 その他

- 1 資格者又はその代理人、支配人、その他の使用人若しくは入札代理人が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をい

う。)である場合は、道が実施する入札等に参加することができない。 2 共同企業体の取扱いについては、第1から第8までに定めるもののほか、別に定めるところによる。	ア 申請の時期 平成28年1月12日から同年2月10日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル 北海道胆振総合振興局地域政策部総務課
総合振興局告示及び振興局告示	
北海道胆振総合振興局告示第1号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 平成28年1月5日 北海道胆振総合振興局長 小 玉 俊 宏 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 貨物兼乗用自動車 1台 （交換契約により、貨物兼乗用自動車1台を契約の相手方に供する。） (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。 (3) 納入期日 平成28年3月25日 (4) 納入場所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成25年北海道告示第3号、平成26年北海道告示第11号又は平成27年北海道告示第6号に規定する物品の資格を有し、かつ、「自動車」で資格を得ていること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 (4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。 (5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。	(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道胆振総合振興局地域政策部総務課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル4階 胆振総合振興局第3会議室（送付による場合は、郵便番号051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル 北海道胆振総合振興局地域政策部総務課） (2) 入札日時 平成28年2月18日午後2時（送付による場合は、同月17日（水）午後5時までに必着） (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 6 入札保証金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 一連の調達契約に関する事項 この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期 (1) 名称及び数量 自動車の賃貸借契約 8台 (2) 予定時期 平成28年1月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。） 8 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 4に同じ。 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道胆振総合振興局のホームページ（<http://www.iburi.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/nyusatukouoku.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(6)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までにによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道胆振総合振興局地域政策部総務課
- (2) 所 在 地 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号
- (3) 電 話 番 号 0143-24-9566

12 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Car 1
- B Bid tendering date and time : 2:00 P.M., February 18, 2016
(If mailed, bids must arrive no later than 5:00 P.M., February 17, 2016)
- C Contact : Administrative Division, Department of Regional Policy, Iburi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, kaigan-cho 1-chome 4-1, Muroran, Hokkaido 051-8558 Japan
Phone : 0143-24-9566

道 企 業 局 告 示

北海道企業局告示第1号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、既に平成27年北海道告示第5号に基づき道に申請して平成27年度及び平成28年度における競争入札に参加する者に必要な資格を有する者は、この告示により新たに申請することを要しない。

平成28年1月5日

北海道公営企業管理者 下 出 育 生

第1 資格の種類及び特定役務の種類

平成27年度及び平成28年度において道（企業局）が締結しようとする契約のうち平成28年北海道告示第14号（以下「北海道告示第14号」という。）第1の1の表の左欄に掲げる種類の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（第4の2により適用する北海道告示第14号第4の2を除き、以下「資格」という。）は、北海道告示第14号第1の1の表の中欄に定められているとおりとし、当該種類の契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第3号に規定する特定役務の種類は、北海道告示第14号第1の1の表の右欄に定められているとおりとする。ただし、一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、農業土木工事、水産土木工事及び森林土木工事の資格にあっては、当該資格を、北海道告示第14号第1の2に定められているとおり、工事の予定価格に応じ、AからCまで又はA及びBの等級に区分する。

なお、一般土木工事にあっては、A等級をA1又はA2に区分する。

第2 資格要件

- 1 共通資格要件
北海道告示第14号第2の1に定められているとおりとする。
- 2 資格の種類ごとの要件
北海道告示第14号第2の2に定められているとおりとする。
- 3 資格の種類ごとの要件の特例
北海道告示第14号第2の3に定められているとおりとする。

第3 資格審査の申請の時期及び方法

- 1 申請の時期
北海道告示第14号第3の1に定められている時期にしなければならない。
- 2 申請書類の入手方法
北海道告示第14号第3の2に定められているとおりとする。
- 3 申請の方法
北海道告示第14号第3の3に定められているとおりとし、この申請をもって道（企業局）への申請が併せてあったものとみなす。

なお、道（企業局）との契約における建設工事共同企業体に係る資格審査の申請は、企業局総務課に、同課の指示により作成した申請書類を提出することにより行うことができる。

第4 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

- 1 資格の有効期間

- 北海道告示第14号第4の1に定められているとおりとする。
- 2 有効期間の更新手続
北海道告示第14号第4の2に定められているとおりとする。
- 第5 特定調達契約に係る資格
北海道告示第14号第5に定められているとおりとする。
- 第6 資格の喪失
北海道告示第14号第6に定められているとおりとする。
- 第7 資格審査の再申請
- 1 再申請の事由
北海道告示第14号第7の1に定められているとおりとする。
- 2 再申請の方法
北海道告示第14号第7の2に定められているとおりとする。ただし、第3の3なお書きにより企業局総務課に申請した建設工事共同企業体に係る再申請は企業局総務課に、同課の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- 第8 資格の喪失事由の届出
北海道告示第14号第8に定められているとおりとする。
- 第9 その他
北海道告示第14号第9に定められているとおりとする。
- 第10 資格審査の結果
知事からの通知をもってこれに代えるものとする。ただし、第3の3なお書き及び第7の2ただし書きによる資格審査の結果は、公営企業管理者から通知する。

北海道企業局告示第2号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成28年1月5日

北海道公営企業管理者 下 出 育 生

- 第1 資格の種類及び調達をする物品等又は特定役務の種類
平成28年度、平成29年度及び平成30年度において道（企業局）が締結しようとする契約のうち平成27年北海道告示第726号（以下「北海道告示第726号」という。）第1の表の左欄に掲げる種類の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（第4の2により適用する北海道告示第726号第4の2を除き、以下「資格」という。）は、北海道告示第726号第1の表の中欄に定められているとおりとし、当該種類の契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第2号に規定する物品等又は同条第3号に規定する特定役務の

種類は、北海道告示第726号第1の表の右欄に定められているとおりとする。

- 第2 資格要件
- 1 共通の資格要件
北海道告示第726号第2の1に定められているとおりとする。
- 2 資格の種類ごとの要件
北海道告示第726号第2の2に定められているとおりとする。
- 3 資格の種類ごとの要件の特例
北海道告示第726号第2の3に定められているとおりとする。
- 第3 資格審査の申請の時期及び方法
- 1 申請の時期
北海道告示第726号第3の1に定められているとおりとする。
- 2 申請書類の入手方法
北海道告示第726号第3の2に定められているとおりとする。
- 3 申請の方法
北海道告示第726号第3の3に定められているとおりとし、この申請をもって道（企業局）への申請が併せてあったものとみなす。
- 第4 資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- 1 資格の有効期間
北海道告示第726号第4の1に定められているとおりとする。
- 2 有効期間の更新手続
北海道告示第726号第4の2に定められているとおりとする。
- 第5 特定調達契約に係る資格
北海道告示第726号第5に定められているとおりとする。
- 第6 資格の喪失
北海道告示第726号第6に定められているとおりとする。
- 第7 資格審査の再申請
- 1 再申請の事由
北海道告示第726号第7の1に定められているとおりとする。
- 2 再申請の方法
北海道告示第726号第7の2に定められているとおりとする。
- 第8 資格の喪失事由の届出
北海道告示第726号第8に定められているとおりとする。
- 第9 その他
北海道告示第726号第9に定められているとおりとする。
- 第10 資格審査の結果

知事からの通知をもってこれに代えるものとする。

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁オホーツク教育局告示第1号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成28年1月5日

北海道教育庁オホーツク教育局長 田 中 宣 行

1 随意契約に係る物品等の名称及び数量

学習用システムパーソナルコンピュータの賃貸借 117台 一式

2 随意契約の相手方を決定した日

平成27年12月11日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏 名 NECキャピタルソリューション株式会社

(2) 住 所 東京都港区港南2丁目15番3号

4 随意契約に係る契約金額

91,564円

5 契約の相手方を決定した手続

随意契約

6 随意契約によった理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 網走市北7条西3丁目

正 誤

○平成27年9月4日（第2715号）

北海道告示第602号（農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行

9 右 28

誤 留萌郡小平町・苫前郡羽幌町

正 苫前郡羽幌町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、羽幌町・留萌郡小平町

ページ 欄 行

10 左 7

誤 留萌郡小平町・苫前郡苫前町・天塩郡天塩町

正 天塩郡天塩町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、天塩町・留萌郡小平町・苫前郡苫前町